

3 川 監 公 第 1 6 号

令和 3 年 1 2 月 3 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

### (1) 財政援助団体

公益財団法人かわさき市民活動センター

(所管部局 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

### (2) 出資団体

ア 川崎市土地開発公社

(所管部局 財政局資産管理部資産運用課)

イ 一般財団法人川崎市まちづくり公社

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

ウ 川崎市住宅供給公社

(所管部局 まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

### (3) 指定管理者

ア 生田緑地共同事業体

公の施設の名称 川崎市岡本太郎美術館

(所管部局 市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

公の施設の名称 生田緑地

(所管部局 建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所)

公の施設の名称 川崎市立日本民家園

(所管部局 教育委員会事務局日本民家園)

公の施設の名称 川崎市青少年科学館

(所管部局 教育委員会事務局青少年科学館)

イ 公益財団法人かわさき市民活動センター

公の施設の名称 川崎市大師こども文化センター

川崎市藤崎こども文化センター  
川崎市日進町こども文化センター  
川崎市田島こども文化センター  
川崎市殿町こども文化センター  
川崎市渡田こども文化センター  
川崎市浅田こども文化センター  
川崎市小田こども文化センター  
川崎市旭町こども文化センター  
川崎市南河原こども文化センター  
川崎市小倉こども文化センター  
川崎市幸こども文化センター  
川崎市南加瀬こども文化センター  
川崎市下平間こども文化センター  
川崎市北加瀬こども文化センター  
川崎市小杉こども文化センター  
川崎市玉川こども文化センター  
川崎市住吉こども文化センター  
川崎市新城こども文化センター  
川崎市平間こども文化センター  
川崎市大戸こども文化センター  
川崎市新丸子こども文化センター  
川崎市西加瀬こども文化センター  
川崎市井田こども文化センター  
川崎市宮内こども文化センター  
川崎市上作延こども文化センター

川崎市末長こども文化センター  
川崎市高津こども文化センター  
川崎市子母口こども文化センター  
川崎市二子こども文化センター  
川崎市梶ヶ谷こども文化センター  
川崎市東高津こども文化センター  
川崎市宮崎こども文化センター  
川崎市平こども文化センター  
川崎市有馬こども文化センター  
川崎市野川こども文化センター  
川崎市宮前平こども文化センター  
川崎市白幡台こども文化センター  
川崎市錦ヶ丘こども文化センター  
川崎市菅こども文化センター  
川崎市栴形こども文化センター  
川崎市長尾こども文化センター  
川崎市中野島こども文化センター  
川崎市三田こども文化センター  
川崎市南菅こども文化センター  
川崎市王禅寺こども文化センター  
川崎市百合丘こども文化センター  
川崎市東百合丘こども文化センター  
川崎市白山こども文化センター  
川崎市千代ヶ丘こども文化センター  
川崎市虹ヶ丘こども文化センター

川崎市麻生こども文化センター

川崎市柿生こども文化センター

(以下「川崎市こども文化センター(53施設)」という。)

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

ウ 社会福祉法人青丘社

公の施設の名称 川崎市ふれあい館

川崎市桜本こども文化センター

(以下「川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センター」という。)

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

エ 特定非営利活動法人あかい屋根

公の施設の名称 川崎市菅生こども文化センター

川崎市蔵敷こども文化センター

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

オ 特定非営利活動法人児童育成会コッコロ

公の施設の名称 川崎市片平こども文化センター

川崎市岡上こども文化センター

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

3 監査の範囲

主に令和2年度執行に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和3年9月1日から同年11月22日まで

5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問等の方法により行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から現地調査は行わなかった。

## 6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

## 7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

### （1）財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

#### ア 適正な実績報告を行うべきもの

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条によると、公益財団法人かわさき市民活動センターは、補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないとされ、同条ただし書によると、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでないとされている。

また、交付要綱第12条によると、補助事業等が完了したときは、速やかに、実績報告書を提出するほか、対象経費のうち、1件の金額が

1,000,000円を超える支出となる案件がある場合に発注実績報告書を、第9条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難いと認める場合に入札（見積り）が行えないことに係る理由書を提出するものとされている。

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金の実績報告をみたところ、実際は1件の金額が1,000,000円を超える業務委託を行っていたものの、該当案件なしとして発注実績報告書が提出されていなかった。さらに、当該業務委託は市外業者へ発注を行っていたが、入札（見積り）が行えないことに係る理由書が提出されていなかった。このため、市長が契約の性質上、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難いと認める場合又はその必要がないと認める場合に該当するかの確認もされていなかった。

市は、公益財団法人かわさき市民活動センターに対し、適正な実績報告を行うよう指導するとともに、補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針を踏まえ、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難い理由を適切に確認されたい。

（公益財団法人かわさき市民活動センター）

（市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課）

#### イ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

##### （ア）適正な交付申請書の提出を求め、適切に審査すべきもの

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金について、補助金交付決定額に影響はなかったものの、補助金交付申請書の補助金算出基礎に誤りがあった事例

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

(イ) 適正な実績報告書の提出を求め、適切に審査すべきもの

かわさき市民公益活動助成事業補助金の実績報告書について、執行科目ごとの決算額・補助金充当額やどの団体への助成金に当該補助金が充当されているのかが確認できなかった事例

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

(2) 出資団体及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 財務諸表を適正に作成すべきもの

地方住宅供給公社会計基準第21によると、貸倒見積高の算定は、債務者の財務内容等に応じて債権を区分し、一般の債権については債権全体又は同種同類の債権ごとに貸倒実績率等の合理的な基準により、特定の債権については回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上する方法によるとされている。

また、川崎市住宅供給公社定款第20条によると、この地方公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるとされている。さらに、川崎市住宅供給公社小口現金取扱要綱第9条によると、資金前渡出納員は、会計年度終了後速やかに小口現金を出納員に返還するものとするとしている。

川崎市住宅供給公社の財務諸表等をみたところ、次の事例があった。

市は、出資団体に対し、適正な会計処理を行うとともに、財務諸表等を適正に作成するよう指導されたい。

(ア) 貸倒引当金等について、計上誤りがあった事例

(イ) 引当金明細の貸倒引当金及び退職給付引当金について、当期増加額

及び当期減少額がそれぞれ逆に記載されていた事例

(ウ) 小口現金について、経費を支出した年度と異なる年度で精算を行っており、事業年度に基づいた会計処理が行われていなかった事例

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

イ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 小口現金を適正に管理すべきもの

a 川崎市土地開発公社の事例

(a) 財務規程で定める小口現金の保管限度額を超えた金額が保管されていた。

(b) 財務規程で定める小口現金の保管限度額を超えた支払を行っていた。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

b 川崎市住宅供給公社の事例

(a) 要綱で定める小口現金の上限額を超えた支払を行っていた。

(b) 経費を支出した月と異なる月の小口現金で精算を行っていた。

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

(イ) 小口現金に係る帳簿を適正に作成すべきもの

小口現金を支出した際に要綱で定める帳簿が作成されていなかった事例

(一般財団法人川崎市まちづくり公社)

(まちづくり局総務部庶務課)

(ウ) 財務諸表を適正に作成すべきもの

a 財務諸表に対する注記において、公社債の担保についての記載が誤っていた事例

b キャッシュ・フロー計算書において、科目名称が誤っていた事例  
(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

(エ) 財務に係る伝票を適正に作成すべきもの

a 会計処理は3種の伝票をもって行うべきところ、1種のみで行っていた事例

b 同一目的ではない取引を1伝票で処理していた事例  
(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項で改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 生田緑地の事例

指定管理料で購入した備品が指定管理者の備品の管理台帳に登載されていなかった。

(生田緑地共同事業体)

(建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所)

(イ) 川崎市青少年科学館の事例

指定管理料で購入した備品が指定管理者の備品の管理台帳に登載されていなかった。

(生田緑地共同事業体)

(教育委員会事務局青少年科学館)

(ウ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に登載されていなかった。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

(エ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの事例

a 指定管理者の物品台帳の更新内容が市の備品整理簿に反映されていなかった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

c 市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳の記載内容に誤りがあった。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(こども未来局青少年支援室)

(オ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの事例

a 指定管理者の物品台帳の更新内容が市の備品整理簿に反映されていなかった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に登載されていなかった。

c 市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳の記載内容に誤りがあった。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

イ 管理物品の購入手続を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市こども文化センター(53施設)の事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(こども未来局青少年支援室)

(エ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

ウ 報告書等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市こども文化センター（53施設）の事例

指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

（こども未来局青少年支援室）

(イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

a 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

b 四半期ごとに提出することとされている事業報告書について、四半期ごとに提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

（社会福祉法人青丘社）

（こども未来局青少年支援室）

(ウ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの事例

a 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

b 四半期ごとに提出することとされている事業報告書について、四半期ごとに提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

（特定非営利活動法人あかい屋根）

（こども未来局青少年支援室）

(エ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの事例

指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

(こども未来局青少年支援室)

エ 業務の位置付けを明確にすべきもの

(ア) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

有料で行われているコピー機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの事例

有料で行われている印刷機、コピー機及び紙折り機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの事例

有料で行われている印刷機及びコピー機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

オ 正確な収支状況を報告すべきもの

(ア) 川崎市立日本民家園の事例

自主事業に係る収入が指定管理業務の科目に計上されていた。

(生田緑地共同事業体)

(教育委員会事務局日本民家園)

(イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

備品購入費に計上すべきものが消耗品費に計上されていた。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

カ 文書管理規定等を定めるべきもの

川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターにおいて、基本協定書で定めることとされている文書管理規定等が定められていなかった事例

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

## 参考資料

### 財政援助団体等監査の対象団体等の概要

#### 1 財政援助団体

(補助金額は令和2年度)

##### (1) 公益社団法人かわさき市民活動センター

###### 団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和57年4月8日
設立目的	川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与するため。
財政援助の種類	補助金 1億1,506万円
補助金の名称	公益財団法人川崎市民活動センター運営費補助金 1億216万円 かわさき市民公益活動助成事業補助金 1,289万円

#### 2 出資団体

(基本財産は令和3年3月31日現在)

##### (1) 川崎市土地開発公社

###### 団体の概要

設立年月日	昭和48年2月1日
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するため。
基本財産	2,000万円
本市の出資状況	2,000万円(出資率100.0%)

##### (2) 一般財団法人川崎市まちづくり公社

###### 団体の概要

設立年月日	昭和28年12月24日
設立目的	川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境に適した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与するため。
基本財産	5億円
本市の出捐状況	4億8,100万円(出捐率96.2%)

### (3) 川崎市住宅供給公社

#### 団体の概要

設立年月日	昭和44年5月1日
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。
基本財産	1,000万円
本市の出資状況	1,000万円(出資率100.0%)

### 3 指定管理者

(指定管理料は令和2年度)

#### (1) 生田緑地共同事業体

公の施設の名称 川崎市岡本太郎美術館

生田緑地

川崎市立日本民家園

川崎市青少年科学館

#### 施設の概要

##### ア 川崎市岡本太郎美術館

設置目的	川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区柘形7丁目1番5号
主な事業内容	1 美術作品及び資料(以下「美術作品等」という。)の収集、保管、展示等を行うこと。 2 美術作品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。 3 美術作品等に関する情報の提供を行うこと。 4 講演会、講習会、研究会等を開催すること。 5 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、情報の交換、美術作品等の相互貸借等を行うこと。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	1億1,520万円

## イ 生田緑地

設置目的	総合公園
設置場所	川崎市多摩区柘形7丁目地内ほか（川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の区域を除く。）
主な事業内容	1 公園の管理運営に関すること。 2 ビジターセンター等の公園施設の管理運営に関すること。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	1億2,836万円

## ウ 川崎市立日本民家園

設置目的	市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区柘形7丁目1番1号
主な事業内容	1 古民家を移築し、復元し、及び保存すること。 2 前号のほか、日本民族の伝統的生活文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 3 古民家その他の民家に関する資料（以下「民家園資料」という。）に関する専門的、技術的調査研究を行なうこと。 4 講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助すること。 5 郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行なうこと。 6 民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及び広報活動を行なうこと。 7 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。 8 他の博物館と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、民家園資料の相互貸借等を行なうこと。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	1億83万円

## エ 川崎市青少年科学館

設置目的	青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区柘形7丁目1番2号
主な事業内容	1 科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真等（以下「科学館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。 2 プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の普及啓発を図ること。 3 科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。 4 青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。 5 科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。 6 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。 7 博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	6,585万円

(2) 公益財団法人かわさき市民活動センター

公の施設の名称 川崎市旭町こども文化センターほか52施設

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	<p>&lt;川崎区第1グループ&gt;  川崎市旭町こども文化センター 川崎市川崎区旭町2丁目1番5号  川崎市日進町こども文化センター 川崎市川崎区堤根34番地15  川崎市渡田こども文化センター 川崎市川崎区渡田1丁目15番5号</p> <p>&lt;川崎区第2グループ&gt;  川崎市大師こども文化センター 川崎市川崎区大師公園1番4号  川崎市藤崎こども文化センター 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号  川崎市殿町こども文化センター 川崎市川崎区殿町1丁目18番13号</p> <p>&lt;川崎区第3グループ&gt;  川崎市田島こども文化センター 川崎市川崎区田島町20番23号  川崎市浅田こども文化センター 川崎市川崎区浅田3丁目7番10号  川崎市小田こども文化センター 川崎市川崎区小田2丁目16番9号</p> <p>&lt;幸区第1グループ&gt;  川崎市南河原こども文化センター 川崎市幸区都町74番地2  川崎市幸こども文化センター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5  川崎市下平間こども文化センター 川崎市幸区下平間70番地1</p> <p>&lt;幸区第2グループ&gt;  川崎市南加瀬こども文化センター 川崎市幸区南加瀬2丁目19番3号  川崎市小倉こども文化センター 川崎市幸区小倉5丁目17番59号  川崎市北加瀬こども文化センター 川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号</p> <p>&lt;中原区第1グループ&gt;  川崎市小杉こども文化センター 川崎市中原区小杉町3丁目600番地  川崎市新丸子こども文化センター 川崎市中原区新丸子691番地7</p> <p>&lt;中原区第2グループ&gt;  川崎市住吉こども文化センター 川崎市中原区木月祇園町17番6号  川崎市井田こども文化センター 川崎市中原区井田杉山町16番38号</p> <p>&lt;中原区第3グループ&gt;  川崎市平間こども文化センター 川崎市中原区上平間1, 323番地  川崎市玉川こども文化センター 川崎市中原区市ノ坪464番地2  川崎市西加瀬こども文化センター 川崎市中原区西加瀬10番5号</p> <p>&lt;中原区第4グループ&gt;  川崎市新城こども文化センター 川崎市中原区下新城1丁目2番4号  川崎市大戸こども文化センター 川崎市中原区上小田中2丁目24番1号  川崎市宮内こども文化センター 川崎市中原区宮内3丁目4番3号</p> <p>&lt;高津区第1グループ&gt;  川崎市上作延こども文化センター 川崎市高津区上作延1, 142番地4  川崎市高津こども文化センター 川崎市高津区溝口3丁目10番8号</p> <p>&lt;高津区第2グループ&gt;  川崎市二子こども文化センター 川崎市高津区二子5丁目14番61号  川崎市東高津こども文化センター 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号</p> <p>&lt;高津区第3グループ&gt;  川崎市末長こども文化センター 川崎市高津区末長3丁目25番8号  川崎市子母口こども文化センター 川崎市高津区子母口983番地  川崎市梶ヶ谷こども文化センター 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10</p> <p>&lt;宮前区第1グループ&gt;  川崎市宮崎こども文化センター 川崎市宮前区宮崎1丁目7番地  川崎市有馬こども文化センター 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号  川崎市野川こども文化センター 川崎市宮前区野川台1丁目25番23号</p> <p>&lt;宮前区第2グループ&gt;  川崎市宮前平こども文化センター 川崎市宮前区宮崎6丁目2番地  川崎市平こども文化センター 川崎市宮前区平2丁目13番1号</p>

	<p>川崎市白幡台こども文化センター 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1  &lt;多摩区第1グループ&gt;  川崎市栴形こども文化センター 川崎市多摩区栴形6丁目3番1号  川崎市長尾こども文化センター 川崎市多摩区长尾1丁目12番7号  &lt;多摩区第2グループ&gt;  川崎市錦ヶ丘こども文化センター 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号  川崎市三田こども文化センター 川崎市多摩区三田3丁目7番地4  &lt;多摩区第3グループ&gt;  川崎市菅こども文化センター 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号  川崎市中野島こども文化センター 川崎市多摩区中野島4丁目22番7号  川崎市南菅こども文化センター 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号  &lt;麻生区第1グループ&gt;  川崎市百合丘こども文化センター 川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2  川崎市東百合丘こども文化センター 川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号  川崎市千代ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60  &lt;麻生区第2グループ&gt;  川崎市王禅寺こども文化センター 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号  川崎市虹ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号  川崎市柿生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号  &lt;麻生区第3グループ&gt;  川崎市白山こども文化センター 川崎市麻生区白山4丁目2番2号  川崎市麻生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号</p>
主な事業内容	<p>1 児童の遊びの指導に関すること。  2 施設及び設備を利用に供すること。  3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。  4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p>
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	<p>&lt;川崎区第1グループ&gt; 1億5,835万円  &lt;川崎区第2グループ&gt; 1億5,536万円  &lt;川崎区第3グループ&gt; 1億3,931万円  &lt;幸区第1グループ&gt; 1億9,925万円  &lt;幸区第2グループ&gt; 1億5,816万円  &lt;中原区第1グループ&gt; 1億1,299万円  &lt;中原区第2グループ&gt; 1億948万円  &lt;中原区第3グループ&gt; 1億6,797万円  &lt;中原区第4グループ&gt; 1億8,022万円  &lt;高津区第1グループ&gt; 1億4,415万円  &lt;高津区第2グループ&gt; 1億2,115万円  &lt;高津区第3グループ&gt; 2億1,084万円  &lt;宮前区第1グループ&gt; 2億1,480万円  &lt;宮前区第2グループ&gt; 1億7,052万円  &lt;多摩区第1グループ&gt; 9,819万円  &lt;多摩区第2グループ&gt; 1億735万円  &lt;多摩区第3グループ&gt; 1億6,829万円  &lt;麻生区第1グループ&gt; 1億7,980万円  &lt;麻生区第2グループ&gt; 1億2,822万円  &lt;麻生区第3グループ&gt; 7,637万円</p>

### (3) 社会福祉法人青丘社

公の施設の名称 川崎市ふれあい館

川崎市桜本こども文化センター

#### 施設の概要

設置目的	<p>&lt;川崎市ふれあい館&gt; 日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として相互のふれあいを推進し、互いの歴史、文化等を理解し、もって基本的な人権尊重の精神に基づいたともに生きる地域社会の創造に寄与するため。</p> <p>&lt;川崎市桜本こども文化センター&gt; 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。</p>
設置場所	川崎市川崎区桜本1丁目5番6号
主な事業内容	<p>&lt;川崎市ふれあい館&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 日本人と在日外国人の相互理解を深めるための講座、講演会等を開催すること。</li><li>2 文化交流活動を推進すること。</li><li>3 歴史、文化等に関する資料の収集、展示等を行うこと。</li><li>4 施設及び設備を利用に供すること。</li></ol> <p>&lt;川崎市桜本こども文化センター&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 児童の遊びの指導に関すること。</li><li>2 施設及び設備を利用に供すること。</li><li>3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。</li><li>4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</li></ol>
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	1億3,377万円

### (4) 特定非営利活動法人あかい屋根

公の施設の名称 川崎市菅生こども文化センター

川崎市蔵敷こども文化センター

#### 施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	<宮前区第3グループ> 川崎市菅生こども文化センター 川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号 川崎市蔵敷こども文化センター 川崎市宮前区菅生5丁目3番21号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童の遊びの指導に関すること。</li><li>2 施設及び設備を利用に供すること。</li><li>3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。</li><li>4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</li></ol>
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	<宮前区第3グループ> 9,574万円

(5) 特定非営利活動法人児童育成会コッコロ

公の施設の名称 川崎市片平こども文化センター

川崎市岡上こども文化センター

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	<麻生区第4グループ> 川崎市片平こども文化センター 川崎市麻生区片平5丁目25番1号 川崎市岡上こども文化センター 川崎市麻生区岡上3丁目13番1号
主な事業内容	1 児童の遊びの指導に関すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	<麻生区第4グループ> 1億672万円